

令和 7 年 4 月 11 日

職員各位

社会福祉法人 三重県厚生事業団 理事長
(公印省略)

令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算による処遇改善計画について（通知）

令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算届出を行うにあたり、福祉・介護職員等の処遇改善内容について、以下のとおり通知します。

福祉・介護職員等処遇改善計画書

(1) 賃金改善計画について

(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。)

①算定する加算の区分 福祉・介護職員等処遇改善加算 I

②福祉・介護職員等処遇改善加算算定対象月 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

③令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算の見込額 149,070,372 円

④賃金改善の見込額（i－ii）157,229,241 円

i）加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（見込額）

ii）加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額（見込額）

※賃金改善の見込額には、社会保険料事業主負担分を含みます。

⑤賃金改善実施期間 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

⑥賃金改善を行う賃金項目 基本給、賞与、手当(夜間勤務、特定処遇改善、福祉)

⑦賃金改善を行う方法

- ・ 一般職・専任職・専門員の給料表改定による基本給増の維持、非常勤職員の給料表改定による時間給増の維持、「3 月賞与支給」「夜間勤務手当増額」の維持
- ・ 特定処遇改善手当を、加算の対象となる下記①②③の職員に、①月額 20,000 円（非常勤職員は時間額 120 円）、②月額 10,000 円（非常勤職員は時間額 60 円）、③月額 5,000 円（非常勤職員は時間額 30 円）支給する。

①以下のいずれかに該当する職員であって、勤続年数 10 年以上の職員。（非常勤職員の場合は医師、歯科医師、放射線技師を除く）

- ・ 福祉・介護職員（支援員等）のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は保育士のいずれかの資格を保有する者
- ・ 心理指導担当職員
- ・ 現任のサービス管理責任者
- ・ 現任の児童発達支援管理責任者

②「①」に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当者、現任のサービス管理責任者、現任の児童発達支援管理責任者

③「①」「②」以外の職員

- ・ 福祉手当を、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までは、常勤職員に一律 16,000 円(月額)、非常勤職員（医師、歯科医師、放射線技師を除く）に一律 93 円（時間額）を支給する。

(2) キャリアパス要件について

要件Ⅰ ①職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。

②職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

③就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。

要件Ⅱ ①福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標

- ・職員の資質向上を図ることを目標に、法人及び施設毎に研修の機会を提供。自己評価及び面接を踏まえた人事考課の実施。

②資格取得のための支援

- ・公的資格取得にかかる支援要領に沿った支援の実施。公的資格取得奨励金支給要領に沿った奨励金の支給。

要件Ⅲ ①経験に応じて昇給する仕組み

要件Ⅳ 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が440万円以上となっている。

要件Ⅴ 福祉・専門職員配置等加算等の届出を行っている。

(3) 月額賃金改善要件について

要件Ⅰ 新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給又は決まって毎月支払われる手当の改善に充てる。(令和7年度から対応)

(4) 職場環境要件について

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

以上